

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 57

国連婦人の地位委員会
第十四回会議報告書

60

19

労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は1960年3月28日から4月14日までアルゼンチンのブエノスアイレスにおいて開催された国連婦人の地位委員会第14回会議の討議と成果を知るために、同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/3360 E/ON-6/367)を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国際連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の人権を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的な規模で行ない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓発活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコにおいて、国際連合の中に、婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認され、1946年に経済社会理事会において、15カ国の委員をもつて構成(任期3年、毎年5カ国改選)することに決定、1951年に更に5カ国を追加して、1946年以来現在までに小委員会を含めて14回の会議をおこなった。

わが国としては1950年の第4回会議以来、非公式オブザーバーとして、数人の婦人が出席したのをはじめとして、特に1952年第6回、1953年第7回、1955年第9回、1957年第11回会議には、労働省婦人少年局長が正式オブザーバーとして出席し、多大の関心を払ってきた。そして1956年末の日本の国連加盟を機として、翌年5月の初め行なわれた委員国の改選によつて委員国としてえられ、谷野婦人少年局長が日本を代表して1958年から3年間委員をつとめたが、1960年4月の改選に際して日本は再び委員国に選出され谷野婦人少年局長が引続き委員として向う3年間その任につくこととなつている。

なお、同委員会勧告によつて国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には、日本は1955年に署名、6月に批准して第40番目の加盟国となつている。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上に、この資料が参考になれば幸である。

1960年7月

労働省婦人少年局

目 次

は し が き

婦人の地位委員会第14回会議報告書

第1章 会議の構成	1
会議の開会と期間	1
出席者	1
中国代表権	4
役員選挙	4
委員会	5
会議、決議および文書	5
議事日程	5
第2章 婦人の政治的権利	7
決議1(XIV)	10
決議2(XIV)	11
第3章 人権の分野における助言サービス	12
決議3(XIV)	14
第4章 私法上の婦人の地位	15
結婚の年齢、結婚の承諾および登録	15
決議4(XIV)	19
家族法および婦人の財産権に関する法律と実際の状況に ついての年次報告	21
割礼制度	21
決議5(XIV)	22
第5章 同一労働同一賃金	23
第6章 婦人の経済的機会	26
婦人に適用される税法	26
婦人の職業進出状況	26
決議6(XIV)	27
退職年金と年金受給権	27

決議 7 (XIV).....	28
第 7 章 婦人の職業の機会.....	28
決議 8 (XIV).....	31
教育上の差別に関する研究.....	31
決議 9 (XIV).....	32
第 8 章 結婚婦人の国籍.....	33
第 9 章 人権委員会第 15 回および第 16 回会議並びに少数者の差別防止 および保護に関する小委員会第 12 回会議に出席した婦人の地 位委員会代表の報告.....	33
第 10 章 全米婦人委員会の報告.....	34
第 11 章 婦人の地位に関する通信.....	34
第 12 章 事業計画と優先審議事項の設定および文書作成の統制と制限.....	34
決議 10 (XIV).....	35
第 13 章 次期会議開催場所.....	38
決議 11 (XIV).....	38
第 14 章 報告書の採択.....	38
第 15 章 経済社会理事会の採択を求める決議案.....	39
付 録 婦人の地位委員会第 14 回会議のために作成された文書一覧.....	45

婦人の地位委員会第 14 回会議報告書

第 1 章 会議の構成

会議の開会と期間

1. 婦人の地位委員会第 14 回会期はアルゼンチンのブエノスアイレスにおいて開催された。
会議は 1960 年 3 月 28 日に開会され、4 月 14 日に終了した。

出席者

2. 会議出席者は次の通りである。

アルゼンチン	ブランカ・スタビル夫人 メイベル・バルダサレ・ド・クレル夫人(代理) リカルド・ピラド・サラス氏(顧問) エンリク・ジヨルジュ・ロス氏(顧問) リリアン・オコンネル夫人(顧問)
カナダ	ハリー・B・クオート夫人 マリオン・ロイス女史(代理)
中国	ヘレン・シイエ・チンダ・イエ女史(代理) ベンダ・ユウ氏(顧問)
コロンビア	アナカルシス・カルドナ・ド・サロニア夫人
キューバ	テレサ・カスソ・モリン夫人
チエコスロバキア	ヘレナ・ラスコヴァ夫人 ルドルフ・ボツブ氏(代理)
フィンランド	ヘルヴィ・シビラ夫人 ヘンリック・ブロムステット氏(代理)
フランス	マリー・エレヌ・ルフオシユ夫人
ギリシャ	アレクサンドラ・アンツリノ夫人(代理)
イスラエル	タマー・シヨハム・シヤロン夫人
日本	谷野せつ夫人 奈良賀男氏(代理)
メキシコ	マリア・ラウル・ウルピナ女史 ジュリエッタ・ドミンゲ・ウエルタ女史(顧問)

オランダ J. F. シューウエーナー・フランセン夫人
 パキスタン タジーン・フアリディ夫人
 ポーランド ソフィア・デンビンスカ夫人
 マリア・キエチヤノウスカ夫人(顧問)
 ソ連 エカテリナ・コルジュノヴァ夫人
 イエヌ・ゴロデツカヤ女史(代理)
 ヴェラ・カスタルスカヤ夫人(顧問)
 スヴイヤツラフ・クツネツオク氏(顧問)
 英国 ルース・トムリンソン女史
 J. M. カーリン氏(代理)
 アメリカ ロレナ・ハーン夫人
 マリー・B. グッドヒュー夫人(顧問)
 アリス・モリソン夫人(顧問)
 ジュリアンL. スジェント氏(顧問)
 グスタフ・サラス氏(顧問)
 オブザーヴァー
 ハンガリー フェレンク・クサスツァー氏
 ベルギー ロザリオ・オルティス・ド・ツエヴァロス女史
 ルーマニア マリア・ドアナ・バクラル夫人
 ウルガイ エンリケタ・タトロツク・メヌード夫人

専門機関

国際労働機関：エリザベス・ジョンストン夫人
 国連教育科学文化機関：アントニア・K. ゲガロヴァ夫人
 世界保健機関：ヒルダ・ロツイア女史

非政府団体

A 群

国際自由労連：マーセル・デヘレンダ女史
 ソニア・クラセルバード夫人
 ジョセフィナ・A. ゴーラ夫人
 エリザ・カンボ・デ・グリエニコ夫人

国際協同組合同盟：リリア・ローゼンブラット夫人
 ジュディット・ロベツ・ファセント夫人
 国際キリスト教労組連合：ブランカ・アツセナ・トーレ女史
 世界国際連合協会：クリステイナ・C. M. D. アベリシオ夫人
 エリナー・L. D. サーモン夫人
 スザンナ・ラーギア女史
 ズニルダ・H. ゴンザレス・ヴァン・ドムセラー女史

B 群

アグダス・イスラエル世界連合：メイヤー・サイモン・ライヒマン氏
 世界農村婦人協会：アミー・ケイン女史
 カトリック国際社会事業連合会：マルタ・エツクラ女史
 国際問題教会委員会：マデレイン・パロツト女史
 エスター・ハイマー夫人
 国際婦人同盟：ブランカ・カサグネス・セレス女史
 国際婦人協議会：メアリー・リガ・モリナ・ド・メンデッ・カルデイラ夫人
 イサベル・アロンソ・デイラ夫人
 国際有職婦人連盟：サラ・T. ヒューズ判事
 エスター・W. ハイマー夫人
 国際大業婦人連盟：イサベル・ド・ブラド女史
 マリア・ホーテンツァ・セラレス夫人
 ベルラ・ロク・ド・マリネリ夫人
 国際婦人法律家協会：ブランカ・カサグネス・セレス女史
 ヘルミナ・ハイツ・オブラー女史
 ペアトリツ・F. ダラルゾ女史

国際人権連盟：ヒルデガルド・ウエルエゲノルフ夫人
 国際婦人団体連絡委員会：エスター・W. ハイマー夫人
 汎太平洋東南アジア婦人協会：アミー・ケイン女史
 婦人国際ユダヤ主義協会：ハダサ・グリーンバーク夫人
 世界ユダヤ人会議：ヘレナ・レイムマン・ド・コシナー夫人
 世界母親運動：エングイラ・ドラキー・ド・フレデマハーゲン夫人
 世界カトリック婦人団体連盟：セリナ・ビネイロ・ピアソン女史

エリナ・クメチ女史

アイダ・ウォーカー・ド・アルバーデイ夫人

世界 Y W O A : イサベル・G・カトー女史

レオノー・ストック・ド・ロヴェット夫人

フランセス・マン女史

ドロテア・E・ウッド女史

青年キリスト教労働者 : ガブリエラ・ヴィデラ・G女史

登録団体

国際カトリック看護婦委員会 : セリナ・アラウツ・ド・ピロヴァノ夫人

国際看護婦協議会 : リリー・エルダー女史

国際社会民主主義婦人協議会 : アリシア・モロー・ド・ジュスト夫人

国際文化会議協会 : ベヴァリー・A・ニコ夫人

聖ジョン国際社会政治連盟 : カタリナ・マツタスウエル女史

世界ガールガイド、ガールスカウト協会 : ネア・G・ド・ピアレス夫人

アンジエリカ・ガウランド女史

世界カトリック教員連盟 : エスター・テイリオン・ド・ヴェロン夫人

3. 婦人の地位課長ソフィ・グリンバーク・ヴィナヴァ夫人が事務総長代理として出席し、アリソン・M・フエンウイツク女史が委員会書記をつとめた。

中国代表権

4. 第311次会議においてソヴィエト連邦の代表は、中華人民共和国が中国を代表すべきであるのに、その権限のないものが不法に代表になつているといつて、異議を申し立て、ポーランドとチエコスロヴァキア代表がこれを支持した。
5. 中国代表は、自分が中国の唯一の合法的政府を代表しているものであり、この問題は、この委員会の権限外であることを指摘し、アメリカ合衆国の代表がこれを支持した。ここに表明された意見を会議記録にのせることに意見が一致した。

役員選挙

6. 委員会は、1960年3月28日、第311次会議において、次の通り役員を全会一致で選挙した。

議長、ブランカ・スタビル夫人（アルゼンチン）

第1副議長：ソフィア・デンビンスカ夫人（ポーランド）

第2副議長：ヘリー・B・クオート夫人（カナダ）

記録報告係：アレクサンドラ・マンツリノ（ギリシャ）

委員会

7. 議事促進のため、委員会は第313次会議において決議に関する分科委員会を設置した。この委員会は、フランス（議長）、イスラエル、メキシコ、ソ連およびアメリカ合衆国の代表で構成された。

会議、決議および文書

8. 委員会は25回の本会議を開催した。この会議でのべられた意見は第311次から第335次にわたる会議の記録に、要録してある。
9. 委員会の決議と決定は、関係議題の項に含まれている。経済社会理事会に審議せしめるための決議草案は、本報告書第15章に一括別記してある。
10. 第14回会期に提出された文書は、本報告書の附録に一表にして記載してある。

議事日程

11. 委員会は、第311次会議において、議事日程を議題とし、事務総長が議長と協議して作成した仮議題（E/ON 6/351およびAdd. I.と2）を審議した。
12. イスラエル代表が、私法上の婦人の地位に関する議題は、結婚の年齢、結婚の承諾および登録に関する条約案および勧告案の討議を委員達が重要視しているのに鑑み、第8議題となつていゝのを第5議題に改めることを提案し、委員会は満場一致でこれを採択した。
13. フランス代表は、3つの副議題追加を提案した。すなわち、罰札制度に関するものを第5議題に、退職年金と年金受給権に関するものを第7議題に、教育上の差別の研究に関するものを第8議題に追加するという案である。委員会はこれらの提案を採択した。
14. 1960年3月28日の第311次会議において、委員会は議事日程を修正通り満場一致可決した。
15. 議事日程は最終的には次のようになった。（E/ON 6/351/Rev.1）
1. 役員選挙
 2. 議事日程の採択
 3. 婦人の政治的権利
 - (a) 婦人の政治的権利に関する年次党書
 - (b) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告
 - (c) 非自治領における婦人の地位に関する報告

(d) 婦人の公職就任の機会に関する報告

(e) 婦人の参政権に関する条約の実施に関する報告

4. 助言サービス計画の

(a) 助言サービス計画の状況報告

(b) 1959年5月コロンビアのボゴタで開催された“婦人の公的生活への参加”に関するセミナーの報告

5. 私法上の婦人の地位

(a) 結婚の年齢、結婚についての当事者の承諾および結婚の登録に関する報告

(b) 結婚の年齢、結婚についての当事者の承諾および結婚の登録に関する条約案および勧告案

(c) 家族法および婦人の財産権に関する法律と実際の状況についての年次報告

(d) 割礼制度

6. 同一労働同一賃金

同一労働同一賃金の原則実施についての進捗状況報告

7. 婦人の経済的機会

(a) 婦人に適用される税法に関する報告

(b) 建築家、エンジニアおよび法律家の職業における婦人の進出状況に関する追加報告

(c) 退職年齢および年金受給権

8. 婦人の教育の機会

(a) 婦人の校外教育の機会

(b) 教育上の差別に関する研究

9. 結婚婦人の国籍

結婚婦人の国籍に関係する法規の最近の改変と結婚婦人の国籍に関する条約の署名批准についての報告

10. 人権委員会第15回、第16回会議、および少数者の差別防止と保護に関する小委員会第12回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告

11. 全アメリカ婦人委員会の報告

12. 通信、事務総長の党書

13. 事業計画の検討と優先審議項目の設定、文書作成の統制と制限

事業計画、優先審議項目の設定および文書作成の統制と制限に関する党書

14. 経済社会理事会に対する報告書の採択

第2章 婦人の政治的権利

16. 委員会は、議事日程第3項について、第312、313、314、316、317および319次会議において審議した。婦人の政治的権利に関係のある憲法、選挙法およびその他の法的措置についての事務総長の総合報告書(A/4159)；婦人の参政権に関する条約の実施に関する事務総長報告書(E/CN.6/360)；婦人の公職就任の機会に関する報告書(E/CN.6/354およびAdd. I)および信託統治地域(E/CN.6/352およびAdd. I)と非自治地域(E/CN.6/355)における婦人の地位に関する事務総長報告書が提出された。又、国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/80)国際有職婦人クラブ連合(E/CN.6/NGO/82)国際大学婦人連盟(E/CN.6/NGO/101)および汎太平洋東南アジア婦人協会(E/CN.6/NGO/73)から意見が提出された。

17. この項についての一般討論において、委員会は、婦人の政治的権利の承認に向つて獲得された進歩を顧みながら、多くの国において婦人に政治的権利を与える憲法や法律が施行されたことは、婦人が政治的分野に充分参加するための第1歩に過ぎず、本当の試練は婦人が自分のもっている権利を如何に行使するかにかまつているということは大勢の認めるところであつた。この点に関し、婦人が男子と同様に政治的責任をとるよう勧奨する必要があることが述べられた。教人の代表達は、婦人の公的生活への積極的参加の重要性を強調し、婦人が投票権を行使するばかりでなく、選挙に立候補し、政治的地位にも就くことが大切であると述べた。

18. 婦人の政治的権利の積極的な行使を勧奨するいろいろな方法が提案された。或代表達はこれらの問題に関するセミナーが有効であると強調し、また、市民としての権利と義務を理解させ実行させるための、新しい教育方法を実験してみることが望ましいと提案した。他の1人の代表は民間団体、特に青少年団体の果たす役割の大きいことをのべ、婦人に政治的義務をよりよく理解させ、それぞれの地域社会での政治生活に婦人をもつと参加させるように、これらの団体が援助できるとのべた。又、婦人選は、真の民主主義の一つの特徴である個人の影響力というものがもつとも強く働く地域段階での公的生活に参加することによつて自信をつけることができるという意見も出された。

19. 今までの進歩に関連して、2人の代表が、スイスにおいて行われた婦人の参政権に関する

る最近の国民投票の結果に満足の意を表し、更に2州において婦人の権利が獲得されたことは喜ばしいと述べた。又、国連の新しい加盟国であるギニアも、加盟前に既に婦人に完全な参政権を与えていることは結構であると述べられた。

20. 或代表は、まだ10カ国及び幾つかの信託統治地域や非自治領において、婦人に参政権が与えられていないことに関心を示した。他の代表は、信託統治地域や非自治領において、婦人の政治的権利が進歩して来たことを述べた。英国の代表は、英国の属領における状態が独立諸国の状態にほとんど劣らないことを詳述し、またフランスの代表は、現在フランスの支配下にある地域やかつてフランスの支配下にあった地域で、婦人に完全な政治的権利が与えられていないところはないと述べた。

21. 婦人の参政権に関する条約の署名は政治的権利獲得に向う第1歩に過ぎないことが或代表から述べられたが、数人の代表は、条約の署名批准をしていない国の婦人が必ずしも政治的権利がないというわけではないと述べた。

22. 婦人の公職就任の機会に関する討論において、婦人が高い地位に昇任している例も幾つかあるが、この分野でなされるべきことはまだたくさんあることを一同が認めた。大多数の国において、婦人は一定の種類の地位を得るについて、困難につき当たっていることが強調された。或委員は、国際的機関においてさえ、高い地位に就いている婦人は少ししかないことを述べた。しかし、婦人に対する最も重大な差別は、多くの国において婦人が結婚すると職に止まれないという事実にある。これに対して数人の代表が多額の関心を示し、公務において結婚した婦人に対する差別待遇をなくすように婦人の地位委員会が努力を集中するように提案した。

23. 婦人の地位委員会は、事務総長の、婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法およびその他の法的措置に関する総括的覚書および婦人の公職就任に関する報告書に対して謝意を表した。しかしながら、2人の代表は、将来は政府や民間団体から提供された資料を報告書の別冊として出すとよいのではないかと考えた。案が採用された。

24. 婦人の政治的権利に関する事務総長の年次覚書中の資料を最大限に利用するために、行われた進歩に関する情報の概要を、国連情報センターを通じて広く配布されている年2回発行の「婦人の地位に関するニュースレター」に掲載することが提案された。

25. 討論の間に、ペルーのオブザーヴァーとILO、UNESCO、WHOの代表から意見を聴取した。そのほか、国際自由労働、国際キリスト教労働組合、世界国際連合協会連盟、国際有職婦人クラブ、国際婦人法律家協会、汎太平洋東南アジア婦人協会、国際カト

リック看護婦委員会も意見を發表した。

26. ソ連代表は、次のような決議案(E/CN.4/L.278)を提出した。

“婦人の地位委員会は

婦人の政治的権利に関する条約に示された平等の原則を具現するためには、夫々の国の国内政治及び外交に婦人がより大きな役割を担う機会を与えられ、この分野における婦人の力の増大が必要であることをみとめ、経済社会理事会に対し、次の決議案を採択することを要請する。

経済社会理事会は

婦人の政治的権利に関する条約が婦人に対して広汎な権利を与えると同様に、婦人が明確な市民としての義務を遂行すべきことをも意味するものであることに注目し、

現在の世界状況は当面する国内問題及び国際問題の解決に婦人がより積極的に参加することを絶対必要とすることを考慮し、

現下における最も重大な問題は戦争の脅威の排除であると考え、

世界平和確保へ近づく最も重要な一歩として、1959年11月20日総会が満場一致採択した全般的完全軍縮に関する決議1378(XIV)を想起し、

上記の総会決議に関連して、軍縮の思想を支持して、世界保健機関執行委員会が第25回会議において採択した決議及び国際連合教育科学文化機関執行委員会が第55回会議において採択した決議に注目し、

各国政府に対し、婦人が内政及び外交問題の解決により一層大きな役割を担うようより必要な条件をととのえること、とくに指導的地位の門戸を婦人にひろく開くことを勧告する。

民間団体に対して、平和保障のため、また飢餓と無知を除くために闘う婦人に対しできるだけ援助を与えるよう勧告する。またすべての国の与論にしたがって、軍縮計画の採択と実施を促進すること、及びその結果生じた財政的余裕を国民生活の物質的・文化的水準向上のために利用することを促進するよう勧告する。”

27. しかし大多数の代表はそのような決議は委員会の権限をこえるものと考えた。第314次会議において、アメリカ合衆国代表は、この決議案を引き続き取扱うことにつき、手続規則第52条に照らして委員会の権限内であるかどうかにつき投票する動議を出した。この動議は投票に付され、賛成14、反対3、棄権1をもつて、委員会は決議案が委員会の権限外であることを決定した。

28. フランス、ギリシャ、イスラエル、英国、アメリカ合衆国の代表はアフリカの国連加盟国から婦人の地位委員会の委員国を出すようにという決議案（E/CN. 6/L. 280）を提出した。

29. 第316次会議において、この決議案は投票に付され、満場一致で採択された。決議文は次の通り

1 (XIV) 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

国際連合の目的の1つとして男女の平等の原則が国連憲章中に謳われていることを想起し、

又、世界人権宣言第21条および1946年12月11日の総会決議（56）1をも想起し、

1960年12月にエチオピアのアジスアベバにおいて婦人の公的生活の参加に関するセミナーが国連主催によつて行われることに注目し、

アフリカ諸国の多くは最近独立し又は極く近い将来独立する筈であつて、それらの国の婦人達も完全な経済的社会的権利をもつべきであることを考慮し、

婦人の地位委員会がこれらの権利獲得のために重要な影響力を有することを信じ、経済社会理事会に対し次の決議を採択するよう要求する：

（第15章決議案II A参照）

30. 委員会は、アルゼンチン、フランス、ギリシャ、イスラエル、メキシコおよびアメリカ合衆国が共同提案した婦人の公職就任に関する決議案（E/CN. 6/L. 279）を審議した。この決議案に対し、英国代表から修正案が提出された。（E/CN. 6/L. 281）

31. 決議案と修正案は決議に関する分科委員会に付託され、同分科委員会は、文書（E/CN. 6/L. 284）に掲載された文案を委員会に提出した。分科委員会はこの文案中、同委員会で意見が一致しなかつた部分を2カ所かつこの中に入れ、婦人の地位委員会が別々に投票することを提案した。

英国代表は前文第2節に対し口頭で修正を行ない“独身婦人と同様有能に仕事がおこなわれている（occupied by them as efficiently as by unmarried women）”を“有能になしとげられている（performed by them efficiently）”と改めるよう提案し、また本文末尾の“彼らの資格と能力にふさわしい職場に（in employment suitable to their qualifica-

tions and abilities）”を“彼らによつて有能に行なわれうる（Which can be performed by them efficiently）”と改めることを提案した。アメリカ合衆国代表は“結婚による地位によつて差別なく（Without discrimination on the basis of marital status）”を本文末の英国代表の新しい提案文に追加することを提案した。ギリシャ代表は、経済社会理事会に採択を求める決議案前文の第2節の終りに“職業を自由に選ぶ（and to free choice of employment）”という語を追加することを提案した。委員会は、E/CN. 6/L. 284中かつこに入れてある2カ所を口頭修正通り、ギリシャ代表の提案した“職業を自由にえらぶ”とともに、別々に投票に付した。

32. 第319次会議において委員会は“彼らによつて有能に行なわれうる”の句を賛成5、反対1、棄権2で否決した。“結婚による地位による差別なく彼らは有能に働くことができる”は賛成5、反対13、で否決された。“職業を自由にえらぶ”を経済社会理事会に採択せしめる決議案前文第2節に追加する件は、賛成13、反対3、棄権2で採択された。

33. 第319次会議において、決議案全文は修正通り、賛成14、反対なし、棄権4で採択された（E/CN. 6/L. 365）。決議文は次の通りである。

2 (XIV) 婦人の公職就任の機会

婦人の地位委員会は、

婦人の公務就任の機会に関する事務総長覚書に注目し、

殆どの国において婦人が公務と公職の分野において相当に進出していることに満足するとともに、まだ多くの国において結婚している婦人が管理的地位を志望し又は既に就いている場合差別的な待遇がされていることを遺憾とし、1951年8月27日の経済社会理事会決議385G（XIII）を想起し、経済社会理事会に対し、次の決議を採択することを要求する：

（第15章 決議案II B参照）

第3節 人権の分野における助言サービス

34. 委員会は、第315次から第318次会議において、議題第4を審議した。人権の分野における助言サービスについて事務総長の状況報告書(E/CN.4/798.E/CN.6/357およびAdd.1~2)、ボゴタにおける婦人の公的生活参加に関するセミナー報告書(ST/TAO/HR/5)、が提出され、又金バキスタン婦人協会(E/CN.6/NGO/95)、国際婦人同盟(E/CN.6/NGO/85)、国際有職婦人クラブ(E/CN.6/NGO/83)、国際大学婦人連盟(E/CN.6/NGO/101)汎太平洋東南アジア婦人協会(E/CN.6/NGO/74)および世界ガールガイド・ガールスカウト協会(E/CN.6/NGO/79)から意見書が出された。
35. 事務総長の状況報告書は、事務総長が以下の地域セミナーを1960年中に行なうことを知らせている。即ち、(1)人権擁護における刑法実体法の役割と刑罰の適正な限界について、5月10日から24日まで東京、(2)刑事手続における人権擁護について、6月20日から7月4日までウィーン、(3)婦人の公的生活への参加について、12月12日から23日までアジスアベバの3回である。事務総長は又、1961年には、家族法における婦人の地位についてルーマニアで、又、アンペロ、ヘビアスコープス(ともに人身保護の制度)および関係事項についてメキシコで、更に刑事手続における人権擁護の他の分野についてニュージランドでセミナーを行う予定であることを述べた。事務総長報告には、又、将来は国際的なセミナーを開催することも常に考えていることが示されている。
36. 討議の過程において、婦人の地位委員会の委員達は、既に行われた地域セミナーの成功によつて明らかなように、助言サービス計画は大変有用であることを強調した。1957年にタイのパンコックおよび1959年にコロンビアのボゴタで開かれた婦人の公的生活参加に関するセミナーは、婦人の政治的権利の促進に大きく貢献し、参加者が相互に情報や経験を交換する機会となり、それぞれの国において婦人が市民としての責任を理解するのに役立つと考えられた。数人の代表がセミナーの開催について非常な満足の意を表した。他の代表達は、計画の範囲が広汎にわたり過ぎたと感じ、将来は議題の数をもう少し制限した方がよいと述べ、この観点から1961年にルーマニアで開催予定のセミナーの、家族法における婦人の地位という主題は賛成であるとのべた。地域セミナーで行われたことを出発点として仕事を発展させ、継続させていくためのいろいろな方法について相当議論が行われた。数人の代表達は、地域セミナーのあとで国内セミナーを開くことが、地域セミナーの成果を

最後までやりとげる方法として最上の方法であることを強く唱えた。アルゼンチン代表は、ボゴタセミナーにアルゼンチンが参加した結果として、1960年11月にアルゼンチン国内のセミナーを開催する予定であると述べた。

37. 一方において、何人かの代表達は、地域セミナーの後始末のやり方として重要なのは事務総長報告の第7節(E/CN.6/357.Add.1及び2-E/CN.4/798)にあるように、国際的セミナーであると考えた。この代表達の考えでは、国内セミナーの開催は全く当該国政府の権限に属することであり、且つ国内セミナーは、国際的セミナーを行つて後に始めて行われるべきであるというのである。この考えの代表達は、国際的セミナーは、国連の主要目的の一つである国際理解の促進に大いに役に立つであろうと述べた。ある代表は婦人の地位委員会の開催地を提供した国の政府にセミナー開催のための資金の一部又は全部をまかせて自由に使わせるのがよいと思うと述べた。
38. 他の代表達は、まだ婦人の公的生活参加に関しては地域セミナーを2回しかやつていないのだから、まだ国際的セミナーの計画をする時期ではないと考えた。そして、地域セミナーと国内セミナーは、近隣社会における市民としての役割を婦人に理解せしめ、ひいては一般民衆に浸透していくであろうから、未開発国においては大きな価値があることを強調した。又、国際的セミナーを1回開催すると、その費用は、おそらく助言サービス計画の全予算を使い果してしまつて、地域セミナーが開けなくなる心配があるということも述べられた。現在使える資金を利用するには地域セミナーが最もよいと考えられた。
39. 数人の代表達は、今まで開かれたセミナーにおいてはいつも、後始末についての議論がなされているが、参加国のうちこのような計画を実施したものは比較的少いことを指摘した。国の段階でセミナーを行う際の重要な問題は、経験ある指導者が得難いことであり、これは加盟国政府が国や地方のセミナー開催のために要求すれば国連が派遣することもできるものである。婦人の市民教育を早いうちに、学校や、できれば青年団体などではじめることが重要であることも述べられた。一人の代表は、助言サービス計画で奨学金が出されることになつているので、そのような機会を婦人の地位の向上のために活用せざるべきだと思うと述べた。
40. 委員会は、ブルーのオブザーバーと、ILO、UNESCOおよびWHOの代表達から意見を聴取した。又、世界国連協会連合、国際問題教会委員会、国際有職婦人クラブ、国際婦人法律家協会、婦人国際ユダヤ主義協会、世界カトリック婦人団体連盟および世界ガールガイド、ガールスカウト協会の代表も意見発表を行つた。
41. イスラエルとポーランドの代表は、将来、婦人の公的生活への参加について国際的セミナ

一を開催することに関し、共同決議案を提出した。この決議についての討議の間に、提案者は最終節を次のように修正した。

“事務総長が将来婦人の公的生活への参加に関するこのような国際的セミナーを、人権に関する助言サービス計画の予算の範囲内で、開催するよう提案する”

この提案について意見が交換された後、提案者達は決議案を取り下げた。

42. アルゼンチン、コロンビア、日本、メキシコ、オランダおよびアメリカ合衆国の代表が国および地方段階におけるセミナーの開催に関する決議案(E/CN. 6/L. 282)を共同提案した。この決議案に対し、フランス、アメリカ合衆国およびパキスタンの代表から口頭による修正がなされた。これらの修正を共同提案者が受諾し、第318次会議において、委員会はこの決議を修正通り、賛成16、反対なし、棄権2で採択した。決議文は次の通りである。

3(XIV) 人権の分野における助言サービス

婦人の地位委員会は、

1957年にバンコックで、および1959年にボゴタで行われた婦人の公的生活参加に関する地域セミナーの成功と、1960年12月アジスアベバにおける同様のセミナーおよび、1961年ルーマニアにおける家族法における婦人の地位に関するセミナーの計画に注目し、

セミナー出席者達が、このセミナーの結果を自国の婦人達に分けたいと思つていること、そして国や地方の単位でセミナーをする機会を与える必要があることを注目し、

これらセミナーを開催し実施したことから得た経験と、研究や参加者のために準備した研究や資料の価値を評価し、

婦人の地位に関する地域セミナーへの反響や、参加者達が自国でセミナーを開催することに示した関心に注目し、

加盟国政府の要求がある時は、国や地方の単位で同様の会議を開く機会が与えられるべきことを信じ、

人権分野における助言サービス計画が、会議開催とともに専門家派遣及びフェローシップを通じての援助をも含むことに注目し、事務総長に対し、

1 加盟国政府の要求がある時は、婦人の地位の向上を目的とする国又は地方の単位セミナー開催に当り、それぞれの場合に適当な計画を立てたり専門家を派遣するように要求する。

2 地域セミナーの続きとして国単位のセミナーを計画する際に諮問的地位にある民間婦人団体で特別の分野に専門的な資格のあるものを利用する方法を考慮するよう要請する。

第4章 私法上の婦人の地位

43. 婦人の地位委員会は、第319次会議から第328会議において議題第5を審議した。事務総長から、結婚の年令、結婚の承諾および登録に関する報告書(E/CN. 6/356およびAdd. 1)および経済社会理事会決議722B(XXVIII)に基づいて事務総長が作成した結婚の年令、結婚の承諾および登録に関する条約案および勧告案を含む報告書(E/CN. 6/353)が提出された。更に、婦人の家族法上の地位(E/CN. 6/185/Add. 17)および婦人の財産権(E/CN. 6/208/Add. 5)の事務総長報告書と、全パキスタン婦人協会(E/CN. 6/NGO/86) 奴隷反対協会(E/CN. 6/NGO/72)、国際婦人協議会(E/CN. 6/NGO/80)、国際大学婦人連盟(E/CN. 6/NGO/101) 国際婦人法律家協会(E/CN. 6/NGO/88 およびE/CN. 6/NGO/89)、婦人国際団体連絡委員会(E/CN. 6/NGO/78)、世界カトリック婦人団体連盟(E/CN. 6/NGO/92)、世界YWCA(E/CN. 6/NGO/77) および聖ジョン国際社会政治連盟(E/CN. 6/NGO/75 およびE/CN. 6/NGO/76)の意見書が提出された。

結婚の年令、結婚の承諾および登録

44. 委員会は、議題第5の小項目(a)と(b)を一括審議することに決定した。第319次会議から第327次会議にかけて、結婚の年令、結婚当事者の承諾および結婚の登録の問題を、結婚の年令、結婚の承諾および登録の条約案および勧告案と一緒に審議した。

45. 一般討議の開始に当り、多くの代表達が事務総長の作成した文書に対して感謝の意を表した。数人の代表達は、民間団体がこの問題に多大の関心を持ち、書面による意見書が多数提出されていることに注目した。これに関連して、民間団体の中には積極的な事業を計画しているものがあり、特に、最近朝鮮でYWCAが結婚を届出ることの利点を広く知らせる活動をしたことが語られた。又、全パキスタン婦人協会の活動が私法の分野における改革に力があつたことも述べられた。

46. 数人の代表は、婦人の地位委員会は経済社会理事会に対して、文案を最終的に決定する前に条約案と勧告案について各国政府の意見を求めるよう要求するべきであると提案した。この代表達は、政府が前もって相談をうければ、このような条約等の批准、より積極的になるのではないかと述べた。一人の代表は以前にもこのような手続きをとつたことがあると述

べた。説明の求めに応じて、事務総長の代理は、婦人の参政権に関する条約の採択の際の手続きを説明した。又、討論の概要記録も各国政府に送付されるよう提案された。他の代表達は、経済社会理事会や総会における討論は各加盟国の意見発表の適当な機会となるであろうと信じ、条約や勧告の問題は婦人の地位委員会の議題に3年前から含まれているのであるから、政府の意見をあらためて聞くために草案をみせることは条約と勧告の採択を促すに遅れさせるばかりであると信じた。更に、44カ国の政府の回答に基づいて作られた事務総長報告書(E/CN.6/356 およびAdd.1)によつて、結婚の年齢、結婚の自由な承諾および結婚の登録に関するこれら諸国の立場を充分に知ることができると述べた。

47. 一般討論において、多くの代表達は、事務総長報告書中の資料にもあるように、各国の文化的、民族的、社会的形態を反映して現行法が様々であるので、適当な結婚の最低年齢を定めることは困難であると述べた。しかし、地理的、気候的な要素は必ずしも決定的なものではないことが指摘された。数人の代表達は、個人が結婚するに適当な状態にあるかどうかを決めるには、その本人の精神的、心理的、身体的な成熟度を考慮に入れなければならないと述べた。或代表は、安定した幸福な結婚のためには夫婦の成熟が基本であることを指摘した。

48. 殆どの代表達が、当事者達が結婚生活に入るのに十分な成熟度に達したと考えられるべき年齢を何才とするかは困難な問題であることを一致して認めたが、一方、世界の多くの国において男女の結婚の最低年齢を高める傾向は明らかであるから、最低年齢を決めるのに最近の立法例を参考とすれば何かの役に立つであろうことが指摘された。

49. 代表達はすべて、結婚に対する当事者の自由な承諾が絶対に必要であることは認めた。数人の代表達は、このような承諾を結婚の成立要件とすれば児童婚や幼時の婚約を除くことができることを強調した。花嫁の承諾を不要とする或地方では、一極の奴隷制度が存在すると云い得ることも言及された。又、結婚が単に儀式上の問題である国々では、承諾を表明することはないことも注意された。或代表は、判断力がまだできていない未熟な若い娘たちが真の承諾をすることは不可能であると考えた。

50. すべての委員達が、結婚の登録をすることの利点を全面的に認めた。何人かの代表達は、結婚の登録を強制的に行なうことだけが、児童婚とともに妾などをなくす適切な方策であると考えた。更に、登録は子供の嫡出性を確保し、相続権を保護するのに必須の要件であると考えられた。或代表は、近代国家において社会保障の恩典を受けるには、屢々結婚の証明を必要とし、これは普通結婚登録証明書をもつてすることになつていっていると述べた。

51. 次いで委員達は、結婚の年齢、結婚の承諾および登録に関する条約案および勧告案の審議

を行なつた。この問題に関し、目標については代表全員が一致しているが、目標達成の手段が異なることが討論によつて判明した。大多数の代表達は、世界の広汎な地域において多くの婦人に害を及ぼしている慣行を止めさせるため、速やかに行動を起すことが、婦人の地位委員会の義務であるという意見を述べた。

52. 或委員達は、条約の場合、署名することによつて妥当な立法措置を直ちに実施する義務を附すると考え、又他の委員達は、条約が目標の水準を設定して促進する力もあることを認めた。或委員達は、自国の連邦的性格を述べ、そのために結婚の年齢、結婚の承諾および登録の如き問題は、各州や県の権限に属するので、条約を支持することはできないと述べた。しかし、これらの代表達は政府によつて憲法上の困難をもたらさない勧告ならば支持できると述べた。数人の代表達の意見では、この分野で国際的水準を設定するには勧告の方がより有効な方法であると考えられ、勧告にすることを支持した。或委員は領土適用条項を含むように希望した。

53. 多くの代表達は、条約案の方がより有効な方法であるとの立場をとり、そのうちの数人の代表は条約の補助的な役割をもつものとして勧告案も支持すると述べた。しかし、これらの代表達も、憲法上の問題や領土に対する適用のことで条約を支持できない代表達の立場をも認めた。他のグループは、条約には賛成でなく、社会的目標を設定するような勧告の方が標準を定め漸次進歩させていくための方法としてより有効であると考えた。

54. 或代表達は、自国の立法は国の特殊な必要に応じて作られているのだから、政府は国際的条約案の基準に合わせるために法律を変えはしないであろうとの意見を述べた。他の代表達は提案されている手段は単に最低基準を定めるだけであり、それよりも高い水準をもつている国々では自国の法律を変更しないでも、提案されている内容に一致できると述べた。提案されている条約案と勧告案は、元来、未開発の新興国における婦人が、その社会形態を改め向上させようとするのを助けるために考えられたものであることが強調された。

55. 2人の代表は、条約案中に出生届出の強制的登録に関する条項を含めるべきであると考えた。しかし他の委員達は、それは国連の中の他の機関、たとえば社会委員会がなすべきことであると考えた。

56. 一般討論の終りに、委員会は条約案と勧告案の主旨について投票することとし、

賛成10、反対なし、棄権8で条約案の主旨に賛成であることを決定した。次いで、委員会は、賛成14、反対なし、棄権4で勧告案の主旨に賛成の態度を決定した。

57. 婦人の地位委員会は、ソ連代表が条約案と勧告案の標題中“結婚の年齢(age of

marriage) ”の語を“結婚の最低年齢 (minimum age of marriage) ”とするよう口頭で修正したのを受諾した。次いで委員会は条約の各条項を審議することを決定した。第1条に関する討論の間に、或代表達は原則を守らない場合の結婚の効力に関する部分は削除するよう提案した。他の代表達は文書 E/CN.6/353 附録A およびBにある語法の方が、法律的な力を与えるからよいと述べた。第1条の審議は決議に関する分科委員会に付託された。第2条は賛成10、反対1、棄権7で採択された。

58. 次いで婦人の地位委員会は条約案の第3条の審議に移った。英国代表が口頭で“記録する (recorded)”を“登録する (registered)”に改める修正を提案し、委員会はこれを賛成13、反対なし、棄権5で採択した。イスラエル代表が行った“当局 (official)”の前の“民事又はその他の (civil or other)”の語を削除するという口頭による修正は、賛成10、反対なし、棄権8で承認された。婦人の地位委員会は、第3条を修正通り、賛成10、反対なし、棄権8で採択した。

59. 条約案第1条について、決議に関する分科委員会は E/CN.6/353 附録A の語法をとることを提案した。そこで婦人の地位委員会はこの文書中にある2案の何れにするかを投票することになった。第1案は賛成5、反対5、棄権8で否決され、第2案が賛成7、反対なし、棄権11で採択された。

60. イスラエル代表は口頭で、最低年齢の設定は、勧告案中の該当条文における最低年齢の決定をみるまで延期することを提案し、委員会はこれを賛成10、反対なし、棄権7で採択した。次に文書 E/CN.6/353 附録Aにある条約案の前文の審議に入り、変更なしで、賛成10、反対なし、棄権8で採択した。このようにして条約案に関する作業を、結婚の最低年齢の設定を除き、全部終つて、婦人の地位委員会は次に勧告案の審議に移った。

61. カナダ、オランダ、パキスタン、英国およびアメリカ合衆国代表の共同提案による勧告案の前文および本文の最初の4節に対する修正5点から成る決議案 (E/CN.6/L.285) が提出された。この修正は、共同提案者の意見によればより柔軟性があり、結婚の最低年齢をきめたり、結婚しようとする当事者の自由な承諾を保障したり、結婚の公的な登録を行つたりする責任を政府に一任するような内容のものである。数人の代表達は、これは勧告の効力を非常に弱めるという理由でこの提案に反対した。決議案中の5点の修正について別々に投票された。第1の修正点は奴隷制に関する追加条約に関するものであるが賛成8、反対7、棄権3で採択され、残りの4件は賛成8に対し反対10で否決された。

62. 英国代表の要求により、委員会は、文書 E/CN.6/353 附録Bにある勧告案の前文と

各節を別々に投票することとした。最初に、勧告案の前文を賛成15、反対なし、棄権3で採択した。次に勧告案の第1節を論じた。そして、勧告案の第1、2および3小節と、第1小節の第1、第2代案を別々に採決することにした。イスラエル代表の口頭による提案に従い、勧告案第3小節を、条約案第3条の同様の文章について前に行われた修正と同じく修正することを決定した。委員会は、第1小節の第1案を賛成7、反対8、棄権3で否決、第2案を賛成7、反対2、棄権9で採択した。又第2小節を賛成15、反対1、棄権1で採択し、第3小節を修正通り、賛成13、反対なし、棄権4で採択した。

63. 英国代表は、勧告案の第Ⅰ節と第Ⅱ節の削除を提案した。この提案は投票に付され、第Ⅰ節を賛成15、反対1、棄権2で、又第Ⅱ節を賛成15、反対1、棄権2で採択した。委員会は更に第Ⅳ節を賛成16、反対なし、棄権2、第Ⅴ節を賛成17、反対なし、棄権1、第Ⅵ節を賛成17、反対なし、棄権1、第Ⅶ節を賛成17、反対なし、棄権1で採択した。

64. 次に婦人の地位委員会は、勧告案の第1節の第1小節および条約案の第1条にある結婚の最低年齢についての決定をすることとなった。或代表達は16才がよいといふ、他は15才といふ又それ以外のものは14才がよいと云つた。そこでこの三通りの提案に対して賛成票のみをとり、最多数を得た案を用いることにきめた。その結果、15才が6票、16才が5票、14才が3票で、婦人の地位委員会としては15才とすることに決定した。

65. 勧告案は全体として修正通り、賛成5、反対なし、棄権13で採択された。条約案は全体として修正通り、賛成9、反対なし、棄権9で採択された。

66. アルゼンチン、フランス、ギリシャ、イスラエルおよびポーランドは、経済社会理事会に対し、条約案と勧告案が総会の採択を得るように総会へ送付することを要求する共同決議案 (E/CN.6/L.286) を提出した。この決議案は賛成8、反対なし、棄権10で採択された。

67. 決議文は次の通りである。

4 (XIV) 結婚の最低年齢、結婚の承諾および登録

婦人の地位委員会は、

第13回婦人の地位委員会において経済社会理事会に対し、1958年7月10日の決議 680 B (XXVI) にとりあげられた決議を再考することを要求し、その決議は事務総長が結婚年齢と結婚の自由な承諾および結婚の登録に関する勧告案を作成することを要求したものであることを想起し、

経済社会理事会が1959年7月14日の決議 722 B (XXVII) において事務総長

に対し、第14回婦人の地位委員会のために、結婚の年令と結婚の自由な承諾および結婚の登録に関する条約案と、加盟国政府の定明的報告の項を含む勧告案を準備することを更に要求したことを想起し、

書類E/CN.6/353にある事務総長の作成にかかる条約案と勧告案を審議した結果、経済社会理事会に対し次の決議を採択するよう勧告する：(第15章決議案E.AとB参照)

68. 代表たちはそれぞれ条約案と勧告案に対して行なつた投票の理由を説明した。アルゼンチンの代表は、結婚の最低年令については女子14才、男子16才がよいと思うこと、この年令ならばアルゼンチンの特殊条件に通つていて実施可能であることをのべた。メキシコとギリシャの代表は女子14才の最低年令がよいとは思つたが、条約案に賛成投票したといつた。ギリシャ代表は男子の最低年令は18才がよいと思うと付け加え、メキシコの代表は男子は16才がよいと思うとのべた。キューバ代表はどんなやり方でも進歩を促すことなら賛成であるとのべ、日本代表は条約案と勧告案のある条文を受け入れることできないとのべた。フランス代表は、条約案を成立させたい気持の方が強かつたので、勧告案には棄権したのであると述べた。アメリカ合衆国代表は、自分は条約を作ることが妥当なやり方と思わないので条約案に賛成しなかつたと述べた。フィンランド代表は結婚の最低年令を一率に規定することとはよくないと思うと述べた。オランダ代表は、条約案の第1条の第1案と決議案第1節の第1小節の第1案の方がよいと思つたのであるが、第2案が採択されてしまつたので、15才に賛成投票したと述べた。ソ連代表は最低年令の15才は低すぎると思つたので棄権したと説明した。チェコスロヴァキアとポーランド代表は最低年令は16才の方がよいと思うとのべた。パキスタンの代表は、条約より勧告の方がよいと考えた理由として、パキスタンでは私法上の婦人の地位が、バルチス教、ヒンズー教、キリスト教、仏教等の宗教上の共同体内の掟に従つて定められているという事情を述べ、ただマホメット教徒に関する限りでは、同国の新しい家族法が条約案の精神にそつていることを付け加えた。英国の代表は、条約より勧告の方がよいと思うこと、そして結婚の最低年令は男子と女子は別々の方がよいと思う旨をのべた。英国代表はさらに、勧告案第2節と第3節は受け入れられないことを説明した。又投票の説明とは別に、民間団体の代表数人が条約案と勧告案の中で年令に特例を設けることはどうかとの疑問をもらしていたことを述べた。

69. 共同決議案(E/CN.6/1286)に関しても投票の説明が行われた。アメリカ合衆国、英国、カナダ、オランダ、パキスタン、日本およびフィンランドの代表達は、条約案と勧告案を、婦人の地位委員会が最終的に決定する前に、各国政府の意見を求めるために回送した

方がよいと思うと述べた。

70. 婦人の地位委員会は、世界国連協会連合、国際問題教会委員会、国際婦人同盟、国際婦人法律家協会、国際婦人団体連絡委員会、婦人国際ユダヤ主義協会、世界母親運動、世界カトリック婦人団体連盟、世界YWCA、聖ジョン国際社会政治連盟、世界カトリック教員連盟のオブザーバーから意見を聴取した。多くの代表からの質問に応じて、ILO代表が意見をのべ、勧告案にILOの手続を取入れている点に疑問があること、とくに権限を有する当局の性格が明確でないことと、各国政府に対する回付期限に巾をもたせている点に疑問がある旨をのべた。

家族法および婦人の財産権に関する法律と実際の状況についての年次報告

71. 婦人の地位委員会は、第326次会議において、議題第5(c)を審議した。委員達は、報告書について好意的な論評を行い、将来も事務総長がこの報告を続けるようにとの希望を表明した。

72. 数人の委員達は、婦人の地位委員会が従来行つてきた、家族法や財産権の分野に於て行つた研究の成果を認め、この仕事を将来も続けるべきであると述べた。或委員は相続法と婚姻解消などが将来の研究課題として適当であらうと提案し、このことを議題13(事業計画検討優先審議項目の設定、文書作成の統制と制限)の討論の時に、正式に提案するつもりであると述べた。

73. 汎太平洋東南アジア婦人協会および世界YWCAからのオブザーバーが意見を發表した。

割 礼 制 度

74. 婦人の地位委員会は、第326次および第328次会議において議題5(d)を審議した。

75. 討論の過程において、数人の委員達はこれまでの婦人の地位委員会で、世界の各地で少女や婦人に対し依然として割礼がおこなわれていることが問題となつてきたことを想起した。

この委員達は、世界保健会議が経済社会理事会からのこの問題を研究するようにとの要請を拒んだ理由を遺憾としたが、世界保健会議においてWHOの事務総長がこの研究を行うために他の機関から依頼されれば医学的な資料はできるだけ供給するようにと誓ったことが記録されている。或代表は、割礼の慣行をやめさせるための教育活動にユニセフから力をかしてもらふこともできようとのべた。

76. WHOの代表は、1959年5月の第12回世界保健会議が採択した決議WHA12.53の中で割礼制度は社会的文化的要因に由来するものであつてWHOの権限外であると決議されていることを述べた。

77. フランスと英国の代表は共同決議案(E/CN. 6/L. 287)を提出した。それは婦人の地位委員会が事務総長に対し、次の世界保健会議に出席し割礼制度に関する婦人の地位委員会の立場を述べる権限をもった代表を任命するよう要求するものである。その決議案は、又、経済社会理事会に対する要請としてWHO UNICEF UNESCO およびILOがこの慣行の廃止のために協力して行動することの必要性を常に念頭におくようこれらの専門機関に対して要請することを求めており、またWHOに対し入手している医学的資料を事務総長に伝えて、第16回婦人の地位委員会に提出できるように要請したものである。

78. この決議案に関する討論の間に、WHOの代表は、政府が割礼の慣行を根絶するための措置をすでにとっている国もあると述べ、何人かの代表たちがこの陳述を確証し、このような状況の下では、この問題に関して決議をすることは却つて害になり、更に関係諸国の国内行政や立法に干渉することになるであろうと述べた。ソ連の代表は、この問題はアフリカ諸国に直接関係のある問題であるから、婦人の地位委員会にアフリカ諸国の代表が入ってから審議すべきであると考えて、この決議案は賛成でないとのべた。一人の代表はWHOその他の関係専門機関に対して研究を要請しているのは、アメリカ大陸関係だけではないことを述べた。

79. しかし、大多数の委員たちは、E/CN. 6/L. 287にあるような決議は、主として資料の蒐集を目的とし、関係専門機関がその事業や活動のわくの中での協力活動をする必要に注意を喚起するためのものであると考え、関係国政府を助けこそすれ、その内政に干渉するような意味はないと考えた。

80. 英国代表は口頭による修正を行い、決議案前文の第2節に、次の1節を追加した。

“これに関係ある国々の政府は既にこの慣行を廃止する方向に向つて努力していることに満足の意を表し”

フランス代表は、英国代表の提案した修正の結果、これに続く節の“この有害な慣行をなくすために協力活動が行われていることを婦人の地位委員会は知らない”の句を削除するように提案した。これらの修正案を提案者達は受け入れた。

81. 婦人の地位委員会は第328次会議において、決議案を修正通り、賛成14、反対なし、棄権4で採択した。決議文は次の通りである。

5 (XIV) 割 礼 制 度

婦人の地位委員会は、第12回WHO総会の決議において、

「問題となつている割礼制度は、社会的文化的な背景に根ざしており、これを研究する

ことはWHOの権限外である」と述べ「事務総長に対し、もし経済社会理事会がいうところの研究を他の機関が行う場合は、医学的な資料をできるだけ提供するよう要求し」又「事務総長がこの決議を経済社会理事会に伝達するよう要求」していることに注目し、

第14回国連総会の第3委員会における経済社会理事会の報告に関する討論において、WHO代表が必要な技術的資料はすべてもつていと述べたことに注目し、

これに関係ある国々の政府は既にこの慣行を廃止する方向に向つて努力していることに満足の意を表し、

なお、割礼の慣行が存続している事実に関心を払い、

1. 事務総長が、割礼制度について婦人の地位委員会の立場を充分知つている者を代表として任命し、次の世界保健会議にこの立場を代表して出席する権限を与えることを要求する。

2. 経済社会理事会に対し、次の決議案を採択するよう要求する。(第15章決議案II 0参照)

第 5 章 同 一 労 働 同 一 賃 金

82. 婦人の地位委員会は、議題第6をその第327次および328次会議において審議した。男女同一労働同一賃金原則の実施状況についてILOの報告書が提出された。

83. 婦人の地位委員会は、ILO代表の説明を聴取した。ILO代表は、男女同一労働同一賃金に関するILO条約(第100号)および勧告(第90号)についてILO加盟諸国の行つた措置について報告した。ILO条約は32カ国が批准しているが、その中8カ国は1958年1月1日から1960年2月1日の間に批准したものであることに注意が喚起された。しかしながら、ILO代表は、殆どすべての所で実施については実際上の困難が多々あると述べた。これに関連して、最近10年間に婦人労働者の賃金の一般水準の向上について行われた真の進歩はまことに僅かであると述べた。同じ仕事に対する男子と女子の賃金の格差は多くの国において縮められては来たが、この同一賃金への進歩よりは、一定の地区や職種において婦人の賃金が一般的に立ち遅れていることの方が比重が大きい場合が多い。であるから結局同一労働同一賃金の原則は、婦人労働者の賃金水準をどうして向上させるかという広汎な問題の一部面に過ぎないとILOの代表はのべた。

84. 数人の代表がILO報告書に対し意見を表した。威代表は、同一労働同一賃金の分野に関する状況報告は続けて必要であることを強調する一方、婦人の地位委員会の議題として同一

賃金が毎年出されることを前提とすれば、ILOの作成する報告書は2年に1回とし、これの提出されない年には、同一賃金原則の促進のために行なわれている方法について民間団体から提出される資料により事務総長が報告書を作成するよう要求すればよいと考えた。

85. ILO条約第100号に関する論評において、或委員達はこの条約が自分達の国での同一労働同一賃金原則の実施を促進したと述べた。しかし或代表は、この条約の当事国となっている国でも、政府自身の雇っている公務員に対してさえその原則を実施しないことが屢々あると述べ一方ILOの報告書に関連して、条約を批准していない国々で進歩があつたことを指摘した。他の委員達はこの条約は今までの2カ国が批准しただけであつて、民間団体、特に労働組合は、政府がこの条約を批准するように働きかける運動を強化すべきであると述べた。ある代表は、国によつては政府は条約の精神には賛成であつても、条約に示されているような職務内容にもとづく賃金率決定の機関がないために、署名や批准ができないでいると述べた。キューバの代表は、ILO条約(第100号)の実施はILOが政府の報告書のみでなく、婦人労働者代表の報告をも考慮に入れるようにならなければ実現されないであろうとの意見を述べた。この条約にいうところの同一価値の労働に対する賃金の平等ということの主な要件は同一労働に従事する男女に対する同一賃金基準の設定にあることが指摘された。何人かの代表たちは、“同一労働に対する同一賃金”と題するILOと事務総長の共同作成にかかるパンフレットの修正版(E/CN.6/341 Rev.1)が近く発行されることを希望し、これは民間団体の活動に役立つであろうとのべた。

86. 同一賃金原則の実施を更に促進するための方法についての討論において、賃金の格差は、性別以外の要素に原因がある場合もあり、職務内容の客観的分析が、男女何れにとつても正しい賃金を規定するのに必要なことであると述べられた。しかしながら、そのような分析をすることは、実施面で複雑であるばかりでなく、一定の職業を“女の仕事”として分類することにより、婦人に対する現在の差別待遇をかえつて固定させることになるかも知れないとの考えも述べられた。

87. 或委員達は、婦人に対して適当な職業指導、職業教育および職業訓練の機会を与えることの重要性に言及し、特に未開発国において同一賃金の獲得のための第一歩としてこれが重要であることを述べた。これらの方法は、上級の地位に昇進するための基礎となる適当な資格を得るためには是非必要であると考えられた。結婚している婦人達の問題、特に子供の問題についての討議において、一人の委員は托児施設を設ければ子供をもつ婦人も職業を続けることができると述べた。或委員達は、婦人は頼りにならず、また欠勤が多いなど使用者とし

て迷惑なことがいろいろあるという理由で婦人を雇いたがらない使用者が多いとのべた。或委員は、自分の国の統計の示すところによると婦人労働者の欠勤問題は非常に誇張されていると述べた。事実、子供を生み育てる年令を過ぎた婦人達は、男子の間僚達よりも出勤率が高いこと、職業生活においては全体として婦人は男子より勤勉であることが証明された。

88. 或委員は、同一賃金原則の完全実施によつて好ましからざる経済的反響はなく、むしろ、その反対に社会全体としての購買力が増加しているとの意見を述べた。

89. 討論の間に、代表達の質問に応じてILO代表が説明をしたほか、国際自由労連、国際キリスト教労組連合、国際有職婦人クラブ、国際婦人法律家協会、世界母親運動および青年キリスト教労働者の代表が意見を發表した。

第 6 章 婦 人 の 経 済 的 機 会

9.0 婦人の地位委員会は、議題第7を、その第328次および第329次会議において討議した。ハーヴァード大学の国際税法講師で、国連事務局の顧問であるオリヴァー・オールドマン氏と同大学の法律研究員ラルフ・テンブル氏の共同作成にかかり第13回会期に提出された報告書(E/CN.6/344とAdd.1および2)および事務総長の作成した建築家、エンジニアおよび法律家の職業における婦人の進出状況に関する追加報告書(E/CN.6/343/Add.4)が提出された。これに加えて、全パキスタン婦人協会(E/CN.6/NGO/96およびE/CN.6/NGO/97)、国際婦人同盟(E/CN.6/NGO/84)、国際有職婦人クラブ(E/CN.6/NGO/81)および国際大学婦人協会(E/CN.6/NGO/101)から意見が提出された。ILOは1959年10月ジュネーブで行われた婦人労働者の諸問題に関するILO第1回コンサルタント会議の報告書を委員達に配布した。

婦人に適用される税法

9.1 第328次会議において、数人の代表達は、時間が不足であるから、婦人に適用される税法に関する報告についての討議は相当じつくりとしなければならないので、15回会期に延期しようと提案した。婦人の地位委員会はこの小項目(2)を第15回会期まで延期することに決定した。

婦人の職業進出状況

- 9.2 婦人の職業進出の問題は、その第329次会議において論じられた。
- 9.3 婦人の地位委員会は、事務総長の追加報告書に注目した。数人の委員達は、技術を要する仕事に対する婦人の進出の機会是非常に重要な問題であつて、もつと広い関連性の中で考慮されるべきであるとの意見を述べた。
- 9.4 討論の過程において、数人の委員達は、熟練を要する専門的職業に対する婦人の機会と、婦人の教育水準との間の関係を指摘し、女子に現在の技術界で、就職しうる資格をつけるために職業訓練を与えることが重要であることを強調した。
- 9.5 或委員は、自分の国で、最近婦人が建築界において示した進歩を述べた。他の委員は、低開発諸国では、高度の資格を要する仕事を婦人ができるようにするためには技術援助が必要であると述べた。
- 9.6 或委員は、自分の国では婦人はすべての職業や仕事に就く機会をもっているが、世界中どこでももつと多くの婦人に対して高度な技術職につかせる訓練を与える必要を生じていると述べた。

産業界にある婦人の数よりも、婦人に対して行われる訓練の質が問題で、私企業では特にこの点で欠けていると述べた。

9.7 数人の委員達は、婦人労働者の諸問題に関するILOコンサルタント会議の設置について満足の意を表し、特にコンサルタント会議における婦人の賃金問題に関する討論について意見を述べた。また第1回コンサルタント会議の貴重な報告書について言及し、将来もこの会議の報告書が婦人の地位委員会に提出されることが望ましいとのべ、更に今後の会議には、この方面の活動分野に特別の資格をもつ民間団体の代表を出席させるようILOに考慮してもらいたいという意見が出された。

9.8 婦人の地位委員会に、チェコスロバキア、フランス、日本およびソ連の共同提案にかかる共同決議案(E/CN.6/L.288)が提出された。これは、経済社会理事会に対し、各国政府が婦人の職業指導と職業訓練を進めるようにあらゆる方法をとるように勧告すること、およびILOに対し、これらの問題に優先権を与え、これについて婦人の地位委員会に報告するよう要請するものである。

9.9 この決議案は、一般に支持された。英国代表は、口頭で修正を行い、経済社会理事会に対する決議案の前文の第1節の末尾に「広い意味で、(in a wider context)」という語を追加するように提案し、その他数カ所の言葉遣いの変更をした。提案者達はこれらの提案を受諾した。

10.0 婦人の地位委員会は、修正通り決議案を賛成17、反対なし、棄権1で採択した。決議文は次の通りである。

6(XIV)職業指導および職業訓練

婦人の地位委員会は、

もつと多数の婦人が、より高度の熟練労働につけるよう職業的資格を高める必要を認め、経済社会理事会に次の決議を採択するよう要求する。

(第15章決議案IV A参照)

退職年令と年金受給権

10.1 婦人の地位委員会は、第329次会議において、この議題を審議した。委員の一致した意見は、主旨については論議がないが、まだ意見の相違があることに鑑み、ILOに対してこの問題の完全な調査研究をするよう要請すべきであるということであつた。

10.2 委員会は、カナダ、フランス、ギリシャ、イスラエル、英国およびアメリカ合衆国の提案にかかる共同決議案(E/CN.6/L.289)を審議した。ILO代表は経済社会理事会

に対する決議案の中の「報告 (and report)」と「第16回会期 (to the sixteenth session)」の間に「できれば (if possible)」の語を挿入するよう提案し、決議案提案者達はこれを受諾した。

103 第329次会議において婦人の地位委員会は決議案を修正通り、賛成17、反対なし、棄権1で採択した。決議文は次の通りである。

7 (XIV) 退職年令と年金受給権

婦人の地位委員会は、

退職年令と年金受給権に関する問題を扱った1959年7月14日の経済社会理事会決議7.2.2 F (XXVIII)を想起し、経済社会理事会が依然として存続する見解の相違を理由にこの問題に関していかなる決定をもしないことに決めたことに注目し、この問題に関するもつと多くの情報を集めることが決定を下すに役に立つと信じ、経済社会理事会に対し、次の決議を採択するよう要求する。

(第15章 決議案IV B参照)

第7章 婦人の教育の機会

104 婦人の地位委員会は、その第329次から第333次会議において議題第8を審議した。会議には、婦人の校外教育の機会に関するUNESCOの報告(E/CN.6/361)、教育上の差別に関する事務総長覚え書(E/CN.4/802/Add.1-E/CN.6/363)および全パキスタン婦人協会(E/CN.6/NGO/98)、カトリック国際社会事業連盟(E/CN.6/NGO/94)、国際婦人同盟(E/CN.6/NGO)国際婦人協議会(E/CN.6/NGO/80)国際大学婦人連盟(E/CN.6/NGO/100およびE/CN.6/NGO/101)国際婦人法律家協会(E/CN.6/NGO/90)および青年キリスト教労働者(E/CN.6/NGO/93)の意見書が提出された。

105 UNESCO代表は報告書について説明し、これは婦人に開放されている校外教育の機会について全体的な概況を与えることを目的としてしていると述べた。この報告書の基礎資料は、UNESCO事務総長から、1959年4月にUNESCOの加盟国および準会員に出された質問書によつて得たものである。この報告書が起草された時には55カ国からの回答が集っていた。したがつてこの報告書はこれらの国々における校外教育のみを含んでいる。報告書中の資料から得た一般的結論は、婦人に開放されている機会が次第に多くなつて来ており、婦人達

も勉強を続けていくためにこれらの機会を利用することが多くなつて来たということである。同時に、質問書に対する回答によれば、婦人の校外教育事業への参加は、必ずしも充分多いとは云い難く、男子の場合よりは相当おくられている。婦人が校外教育の機会をもつと利用するようにするには、まだたくさんの障害があり、その第1は文盲である。事情を改善するためには、校外教育に関係ある役所および民間組織の両者によつて特別の措置がこうじられねばならない。

106 一般討議において、多くの委員は、UNESCOの行つた、婦人の校外教育の機会に関する報告に対して謝意を表した。

107 大多数の代表は婦人に対する校外教育の重要性を強調した。しかし多くの代表は、婦人の教育問題の最も重要な面は普通教育であつて、学校外での教育も重要ではあるが、普通教育の補足にすぎないと思うとのべた。また、校外教育は、たとえば文盲のある国では文盲をなくすることが目的となつており、他の国では文化水準の向上や職業資格を高めることが目的となつており、国によつて異なつた目的のもとにおこなわれているという意見が出された。また数人の委員は、女の子や男の子に対して家庭科や家事科方面の訓練を与える必要があることに注意を向けるべきであると述べた。初等教育の機会が婦人に対して男子と同等でなく、文盲をなくするための活動がまだ必要であるような国では、校外教育活動のなすべきことは主として基礎的な教育であるという意見が大勢を占めた。一人の代表は、未開発諸国の都会地や農村に住む婦人たちにはUNESCOその他の専門機関の援助のもとに行なわれている地域開発及び基礎教育活動の一環としての校外教育が役に立つているとのべた。幾人かの代表は教えるべき科目の主なものとして、社会的及び政治的訓練、職業教育、及びすべての家庭科学をあげた。ポーランドの代表は校内及び校外活動の啓蒙的な面を強調し、国際友好の精神によつて婦人を教育せねばならないこと、民族的、国民的偏見の残滓に対してたたかわなければならないことをのべた。

108 これら校外教育事業に用いられるべき方法について、数人の代表達は視聴覚に訴える、テレビとかラジオがよいといい、これらによつて、彼らの国における遠隔地問題を解決すると同時に、家事をしながら勉強できることにもなると述べ又公開講義もとくに農村の婦人には有益であると述べた。他の代表達は、婦人労働者、特に若い働く婦人が、早くに中断をよぎなくされた正式教育を再び続けることができるように夜間学級が必要であると考えた。

109 これらの事業を誰が実施するかについての考えはいろいろであつた。或代表達が政府又は使用者によつて行われるべきであると、信じているのに対し、他の委員達は、民間組織に全部まかせるべきであると考えた。委員達の多くは、民間団体が行つた仕事を高く評価し、婦人が既存のいろいろな便宜をもつと利用するように、これらの団体がその貴重な共同作業を更に続けるこ

とを希望した。他の委員達は、政府と民間団体の協力が、校外教育の進歩のために大いに役に立つであろうと述べた。

110 多くの委員達は、それぞれ自国においてこのような事業が存在することを指摘し、すべての分野においてもつと広く婦人の学校外教育運動を行う必要があると考えた。

111 或程度の校外教育計画が世界中にあることはあるが、まだまだなすべきことがたくさんあるということと皆の意見が一致していた。数人の代表は農村地帯の婦人達にもつとそのような機会を与える必要があることを指摘し、農村地帯における校外教育に関する報告書を将来作成するようにUNESCOに要求することが望ましいと考えた。

112 数人の委員達は、婦人が正式学校教育を終了した後、国内および国外において勉強を続けるのを援助するために奨学金や研究補助（フェローシップ）を設けることが望ましいことを述べた。

113 ILOの代表は婦人の職業訓練の重要性を強調し、UNESCOと婦人の地位委員会に対し、この分野においてILOと協力してくれるようにと依頼した。WHOの代表は婦人に対してWHOに密接な関係のある衛生その他の科学的教育を行うことの重要性を指摘した。WHOの代表は、婦人大衆にこの方面の教育をほどこすことは、WHO事業の遂行のためには絶対必要であると考えた。

114 委員会において、ルーマニアのオブザーバー国際自由労連、国際協同組合同盟、国際キリスト教労組連合、国際問題教会委員会、国際有職婦人連盟、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会、国際婦人ユダヤ主義協会、世界カトリック婦人団体連盟、世界YWCA、青年キリスト教労働者および世界カトリック教員組合の代表から意見が発表された。

115 アルゼンチン カナダ ギリシャ オランダ パキスタン 英国およびアメリカ合衆国の代表が婦人の校外教育の機会に関する共同決議案（E/CN.6/L.290）を提出した。この決議案に対して、ソ連代表から文書E/CN.6/L.292をもつて2つの修正が提出された。すなわち、小節IIのあとに

「婦人の文化水準を高め、職業上の資格を得ることができるようになるために」という小節を新たに挿入することと、本文第2節を次のように修正するという2点である。

「UNESCOに対して婦人教育の特別計画を含む校外教育計画の展開をできるだけ促進するよう要請する。」

116 カナダ代表は、共同決議案の前文第1節を削除することを提案し、他の決議案提案者もこれを承諾した。キューバ代表は、第1節(b)(iii)の「海外で(abroad)」の語を削

除するよう口頭で提案した。この提案も共同決議案提案者によつて受諾された。イスラエル代表は本文最後の節において「関係(relationship)」の語を「地位(status)」と変え、「職業上の」の前の「と(and)」を「と共に(as well as)」と変えることを提案した。共同決議案提案者はこれらの修正も承諾した。

117 ソ連代表の提出した最初の修正に関しては、カナダ代表は「できるようにする(enable)」を「助ける(help)」と変えるよう提案し、これが受け入れられた。

118 委員会は、E/CN.6/L.292による最初の修正を修正通り、決議案文の中に加えることを決定した。又、ソ連提案の第2の修正案と、決議案の終りから2番目の節を、決議案に関する分科委員会に附託することを決定した。分科委員会は、ソ連代表の提案した第2の修正を含む文案（E/CN.6/L.293）を採択した。

119 婦人の地位委員会はその第332次会议において文書E/CN.6/L.293にある修正を、決議案に加えることを満場一致で決定した。同じ会議において、同決議案全文は修正通り満場一致で採択された。決議文は次の通りである

8 (XIV) 婦人の校外教育の機会

婦人の地位委員会は、

ユネスコの婦人の校外教育の機会に関する報告に注目し、経済社会理事会に次の決議を採択するよう要求する。 (第15章 決議案 V A 参照)

教育上の差別に関する研究

120 婦人の地位委員会は、ユネスコ代表から、文書E/CN.4/802/Add.1およびE/CN.6/363附録IおよびIIにある教育上の差別に関する条約および勧告の仮案作成の方法について説明をきいた。ユネスコ代表はこれら文書に掲載されている文案は、

1960年6月に行われる政府専門家の委員会によつて審議され、次いで、1960年11月のUNESCO総会において審議されると述べた。更に同代表は文案中の主な点に関する説明を行い、UNESCO事務局長は、婦人の地位委員会の意見を関係機関に必ず伝達するであろうと述べた。

121 数人の委員達は、UNESCOがこの条約と勧告の文案作成を主唱したことを喜び、今まだ案のうちにこれらに対する婦人の地位委員会の意見を述べる機会が与えられたことに感謝の意を表した。これら文案中、特に婦人に関係のある条項だけに討議をしほることが提案され賛成を得た。例えば、数人の委員達は「および教職につく機会(and access to

the teaching profession)" という文句について、今まで何回も婦人の地位委員会に提出されて来た報告書中には、教職における婦人の差別待遇がまだあることが述べられているから、条約案の第1条第2項と、勧告案中の「定義(Definitions)」に関する第2節とにこの文句をそのまま明確にのこしておくべきであると述べた。

122 委員会は、次いで条約案第2条第1項と、勧告案中の「定義(Definitions)」に関する第3節の審議に移った。数人の委員達は、文案のような条文だと、男子と女子に別別の施設が存在するところでは、女子が、すべての点について男子に与えられるのと同じ教育の機会を与えられないこともありうるという意味に解釈されるかもしれないと考えた。そして、学校が別であろうと、共学であろうと男子と女子に同じ教育計画を設けるという原則を文に書き現わす必要があるといふた。或代表は、一定の課目、例えば家政などは、一部女子学生が特別に必要とするかも知れないが、すべての女子が、すべての教育課目を自由に学ぶ機会を与えられるべきであると述べた。別の代表は、教育の機会の平等ということは、男女の学生が同じ課目を勉強できるようにすることだけではなく、両者に同じ便宜を与えることも意味すると述べた。或代表は、教育計画は、言語、宗教その他の相違を考慮にいれてそれぞれの社会の特別の必要にあわせて行うべきであると強調した。

123 討議の間に、委員会は、世界国連協会連合会の意見を聴取した。

124 フランス、ギリシャ、メキシコ、オランダおよびポーランド代表が共同決議案E/CN.6/L.295を提出した。婦人の地位委員会はこの決議案を賛成12、反対なし、棄権6で採択した。アメリカ合衆国代表は、自分が棄権したのは、アメリカでは教育問題は州だけが管轄することになっているからであると説明した。カナダ代表も同じく、自分の棄権の理由となつた自国内の事情を説明した。パキスタン代表は、決議案の本文第1節には賛成であるが、決議案全体としては、自分の考えでは男子と女子の教育の機会を制限すると思われるので棄権せざるをえなかつたと説明した。英国代表は、決議案文を個人としては賛成するが、投票には棄権した。理由は政府との事前の協議なしにこのような重大問題について政府に責任を負わせるわけにはいかないと思つたからである、と述べた。

125 決議文は次の通りである。

9 (XIV) 教育上の差別

婦人の地位委員会は、

事務総長の覚書にある教育上の差別に関する条約および勧告の草案に注目し、教育上の差別と戦うために国際的手段が必要であることを認め、経済社会理事会に対し次の決議を採択する

よう要求する。

(第15章 決議案 VB 参照)

第8章 結婚婦人の国籍

126 婦人の地位委員会はその議題第9を第329次会議において審議した。委員会には、結婚婦人の国籍に関係ある最近の立法の変化についての事務総長報告(E/CN.6/254/Add.6およびCorr.1)が提出された。報告書中には、事務総長が新たに入手した国籍法および市民権法の抜粋と、結婚婦人の国籍に関する条約を1960年1月20日までに署名、批准又は加盟した国の一覧表が含まれている。

127 オランダ代表は、オランダにおいて新しい法律を審議中で、もしこれが採択されれば、来年度の婦人の地位委員会にはこのことが報告できると思うと述べた。

128 委員会は、事務総長の提出した書類に注目した。

第9章 人権委員会第15回および第16回会議並びに少数者の差別防止および保護に関する小委員会第12回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告

129 婦人の地位委員会は、議題第10をその第332次会議で審議した。第15回人権委員会に婦人の地位委員会の代表として出席した、ウルダリカ・マナス女史の報告(E/CN.6/362)が提出され、同報告には児童権利宣言案が討議された会議に参加した機嫌が述べられていた。また委員会には国際大学婦人連盟の意見書(E/CN.6/NGO/101)が提出された。或委員は、人権委員会に参加したことは、2つの委員会の協力を更に続けることの重要性を明らかにしたと述べた。

130 委員会は、又、第12回少数者の差別防止および保護に関する小委員会と、第16回人権委員会に代表として出席したマリー・エレヌ・ルフォシエ夫人の口頭による報告を聞いた。同夫人は、小委員会では政治的権利における差別、特に婦人の公職就任の機会に関して集中的に論じた討議に参加したと述べた。又、結婚の様式と結婚の解消に関する宗教的権利についての討議に参加したことを報告した。ルフォシエ夫人は人権委員会席上、この宗教的権利の関

についての小委員会における各国代表の立場について説明し、更にまた教育上の差別について意見をのべることができた。

131 婦人の地位委員会はこれらの報告に注目して、ウルダリカ・マナス女史とマリー・エレーヌ・ルフオンヌ夫人が委員会代表として行なつた仕事に対して深く感謝の意を表した。

第10章 全アメリカ婦人委員会の報告

132 委員会は議題第11をその第332次会議で審議し、全アメリカ婦人委員会の報告(E/CN.6/364)がペルーのオブザーバーであるロザリオ・オーティズ・セバロス女史によつて提出された。

133 婦人の地位委員会委員の多くは、両委員会の目的が類似のものであることを述べ、全アメリカ婦人委員会の仕事を賞讃した。

134 委員会は全アメリカ婦人委員会の報告書に注目した。

第11章 婦人の地位に関する通信

135 議題第12に関し経済社会理事会決議76(V)(同決議304 I(XI)の修正による)にしたがつて、事務総長は委員会に対し1959年1月1日から12月31日までの間に婦人の地位関係の通信はなかつたことを通告した(E/CN.6/GR.13)。委員会は第332次会議においてこの通告に注目した。

第12章 事業計画と優先審議事項の設定及び文書作成の統制と制限

136 婦人の地位委員会は、議題第13をその第332次および333次会議において審議した。婦人の地位委員会には、事業計画と優先事項の設定について事務総長が検討した覚書(E/CN.6/358)が、第13回および第14回婦人の地位委員会できめられた決定に基づき優先順の事務総長案を一表にした参考資料(E/CN.6/L.291)とともに提出された。

137 婦人の地位委員会は、事務総長の参考資料(E/CN.6/L.291)を先ず審議した。委員会は警額E/CN.6/358の第5節にあるILOに対して「同一労働同一賃金」に関する

る状況報告を従来のように毎年でなく今後は2年に1度作成するよう要求するという事務総長の提案を受諾することを決めた。そして、その結果、委員会は、「優先的継続事業」から(G)項「同一労働同一賃金」を削除することとした。

138 英国代表は、信託統治地域および非自治領における婦人の地位に関する事務総長の年次報告書は、毎年でなくてよいから問題別にもつと詳しいものがほしいとの希望をのべた。

139 委員会は、事務総長に対し、婦人の地位に関する相統法について、加盟国政府に質問書を送り、もしできればそれに対する回答に基いた報告書を第16回婦人の地位委員会に提出するように要求する、フランスとアメリカ合衆国の代表の共同決議案(E/CN.6/L.294)を審議した。この決議案は又、第16回会期の議題の中に「農村地方における婦人の教育」という項目を入れ、UNESCOがこの問題について、第16回婦人の地位委員会に報告書を出してほしいとの希望をも述べている。

140 UNESCOの「農村地方における婦人の教育」に関する報告が、E/CN.6/L.291に第16回会期のための仕事としてあげられている「初等教育における女子の機会」に関する報告よりも先行すべきであるかどうかについて議論が多少なされた。UNESCOの代表は、同じ16回会期のために、教育における2つの特殊な分野について別々の報告書を作ることは引受けかねること、ユネスコ事務局には各国の初等教育に関する資料はすでに集まっているが、初等教育に対する女子の機会に関する報告書を作ることは、事務局にとつて相当の仕事であることをのべ、更に、農村地域における女子の教育機会に関する報告書を作ることは、大抵の国にはそうした資料がないのでなおさらむずかしいと付加えた。数人の委員たちは、第14回会議で「校外教育における婦人の機会」に関する報告書によつて手をつけはじめた研究を中断したくないので農村地方における婦人の教育に関する報告書を第16回会期の際にほしいと思うとのべた。

141 イスラエル代表が、決議案の最後の節に「もしできれば(if possible)」という語を「第16回婦人の地位委員会(for the Commission's Sixteenth Session)」の語の直に入れることを口頭で提案し、これを決議案提案者が承諾した。

142 第332次会議において、委員会は決議案を賛成一致で採択した。決議文は次の通りである。

10 (XIV) 事業計画と優先審議項目の設定

婦人の地位委員会は

家族法の分野において婦人の地位委員会が行なつた研究の有用な結果に注目し、

この仕事は、まだ詳細研究をしていない問題を検討することによつて、継続するべきであると信じ、

事務総長に対し、国連加盟国および専門機関と国際司法裁判所当事国政府に対して、婦人の地位に関係ある相続法についての質問書を送付し、もしできれば、第16回婦人の地位委員会に、これによつて入手した資料に基づいて報告書を提出するよう要求する。

II

ユネスコが第14回婦人の地位委員会のために作成した婦人の校外教育の機会の問題についての優れた報告書に、感謝をもつて注目し、

これがこの問題について、婦人の地位委員会に提出された最初の研究であることを考慮し、更に農村地方における婦人のための教育事業について、基礎教育及び校外教育に関する資料を得ることが望ましいと信じ、

1. 1962年に行われる第16回会期の議題に、農村地方における婦人の教育を入れることを決定する。
2. UNESCOがもしできれば、第16回婦人の地位委員会のために、この問題についての報告書を作成するよう希望を表明する。

1.4.3 ソ連代表は、第12回婦人の地位委員会で採択された「家族的責任を負う働く母親を含む婦人労働者」に関する決議4(XII)に言及し、その決議の中で、家族をもつて働いている婦人労働者を援助するために行われている色々なサービスについて、婦人の地位委員会に報告するよう、専門機関に対して要求したことを述べた。同代表は、今までのところ、この決議に応じていかなる事も行われていないこと、そして関係専門機関や国際児童センターに対してこの問題に関する情報を婦人の地位委員会に知らせよう要求したい旨の希望を表明した。

1.4.4 英国代表は、事務総長が、婦人の地位委員会の業務と成果について、又、今後なすべきことについて、調査し文書にすることを提案した。このような文書があれば、委員会に新しく委員となつた代表や、この分野で働いている非政府団体にとつても、特に役に立つであろうと考えられた。この提案の中で婦人の地位委員会がその提案にもとづいて既に行つた仕事やその成果について調査し文書を作成するという部分は、大体皆賛成であつた。しかし、数人の委員達は、委員会としては先ず既にやつたことをその成果について検討しなければならないのだから、今後なすべきことの評価は延ばしてもよいのではないかと述べた。又、数年前から、

事業計画を提案することは事務総長にとつて困難なことであろうとも考えられた。或委員は、これに関連して、次の会期の前に、委員会の委員は、経済社会理事会のために事務総長が準備中の、人権の分野における国連の事業についての一般的評価について研究することができると述べた。婦人の地位委員会は、英国の提案の前半を事業計画に追加することに決定した。

1.4.5 委員会は第333次会議において、文書E/CN.6/L.291にある事業計画と優先事項の設定について、前記第138節から第144節までに述べられた変更を行つて、満場一致採択した。

委員会の採択した事業計画は次の通りである。

I 優先的継続事業

- (a) 婦人の政治的権利、(i)婦人の選挙権および被選挙権に関する年次報告書(経済社会理事会決議120A(IV))
(ii) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告書(E/3228第150節)
(iii) 非自治領における婦人の地位に関する報告書(E/3228、第150節)
- (b) 人権の分野における助言サービス：事務総長の経過報告(総会決議926(X))
- (c) 私法上の婦人の地位：家族法および婦人の財産権に関する法律と実際の状況についての追加報告(経済社会理事会決議547F(XV))
- (d) 婦人の教育の機会：婦人に特に関係あるUNESCO活動に関するUNESCOの経過報告書(E/CN.6/340)
- (e) 結婚婦人の国籍：結婚婦人の国籍に影響を与えた最近の立法の変化に関する情報を含む事務総長追加報告書(E/2850第182節)
- (f) 年2回の婦人の地位に関するニュースレター(E/1712第93節)

II 優先的特別計画

- (a) 委員会の事業及びその国際的成果の調査：事務総長報告書(E/CN.6/366)
- (b) 婦人の教育の機会：婦人の教職の機会に関するUNESCO報告書(経済社会理事会722E(XXV))
- (c) 婦人の経済的機会 (i)婦人に適用される税法に関する報告、第13回会議のために作成されたもの(E/CN.6/366第9.1節)
(ii) 婦人の職業的進出状況について事務総長が関係専門機関と協議して作成する報告書、(経済社会理事会決議652E(XXIV))およびE/3228第108節決議7(XIII))

(d) 婦人の経済的権利：雇用と職業における差別待遇に関するILO条約第111号の適用についてのILO報告書（E/3096第16.9節）

Ⅲ 非優先的特別計画（第16回会議のための）

(a) 婦人の教育の機会 (i) 女子の初等教育の機会に関するUNESCO報告書 (ii) 農村地帯における婦人の教育に関するUNESCO報告（決議10XIV）

(b) 婦人の経済的機会 (i) 婦人の職業指導および職業訓練に関するILO報告（決議6XIV） (ii) 退職年金および年金受給権に関するILO報告（決議7XIV）

(c) 婦人の私法上の地位 (i) 婦人の地位に関係する相続法についての事務総長報告（決議10XIV）

(ii) WHOの提供する資料に基く、割礼制度に関する事務総長報告（決議5(XIV)）

第13章 次期会議の開催場所の審議

146 第333次会議において、委員会は次期会議の開催場所を審議し、アルゼンチン、カナダ、中国、コロンビア、キューバ、チェコスロヴァキア、フィンランド、フランス、ギリシア、イスラエル、日本、メキシコ、オランダ、パキスタン、ポーランド、ソ連、英国、アメリカ合衆国の提出した次の決議案を、満場一致採択した。

11 (XIV) 次期会議の場所

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し、1961年には婦人の地位委員会をジュネーブで開催することを決定するよう勧告する。

第14章 経済社会理事会に提出する報告書の採択

147 第335次会議において婦人の地位委員会は経済社会理事会に対する委員会第14回会議報告書を採択した。

第15章 経済社会理事会の採択を求める決議案

I 委員会報告書

経済社会理事会は

婦人の地位委員会（第14回会期）の報告書に注目する。

Ⅱ 婦人の政治的権利

A

経済社会理事会は、

アフリカの多くの国が憲法や法律で婦人に平等な政治的権利を認めたことに注目し、

1960年12月アジスアベバで行われる婦人の公的生活参加に関する国連のセミナーにアフリカ全土の婦人が参加することに注目し、

アフリカからは婦人の地位委員会の委員国となつた国がまだないことに注目し、

アフリカの国連加盟国が1国以上婦人の地位委員会委員国になるよう希望を表明する。

B

婦人の公職就任の機会

経済社会理事会は、

世界人権宣言第21条にすべての人は自国の政治に参画し、自国の公務につく平等の権利を有するとあることを想起し、

同宣言第16条に、結婚して家庭をもつ権利を宣言し、第23条に勤労の権利と職業を自由に選ぶ権利を宣言していることを想起し、

国際連合および専門機関、国際司法裁判所の加盟国政府が、結婚している婦人が働く権利を行使することを妨げる法律上その他の障害を除くよう必要な措置をとることを勧告する。'

Ⅲ 私法上の婦人の地位

A

結婚の最低年齢、結婚の承諾及び登録

経済社会理事会は、

結婚の最低年齢と結婚の自由な承諾および結婚の登録に関して国連の主唱により国際条約を締結すべき時期であると考慮し、

国連総会に対し、以下の前文と本文とから成る結婚の最低年齢と結婚の自由な承諾および結

婚の登録に関する国際条約を採択するよう勧告する。

条 約 案

締約国は、

国連憲章に従い、すべての人の人権と基本的自由が、人種、性別、言語および宗教の別なく尊重されるよう希望し、

世界人権宣言第16条に、

「(1)成年の男女は、人種、国籍または宗教によるいかなる制限も受けないで、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻するに当つても、婚姻の継続中にあつても、また婚姻の解消に際しても、平等の権利を有する。

(2)婚姻は、配偶者となろうとする者の自由かつ完全な同意のみによつて成立する。」とあることを認め、

国連総会がその1954年12月17日の決議843(IX)において、結婚や家族に関する習慣、古い法律および慣行の或ものは、国連憲章や世界人権宣言に謳われた原則に矛盾することを宣言し、非自治領の行政の責任を有する政府も含む諸国政府に対し、このような習慣、古い法律および慣行を廃止し、特に、配偶者選択の完全な自由を保障し、児童結婚や成人前の少女の婚約を排除し、必要な場合は罰則を設け、すべての結婚の民法上又はその他の登録制度を作るように促したことを想起し、ここに次に規定するところに同意する。

第 1 条

15才未満の者の結婚は無効とする。但し、権限ある当局が夫婦になろうとする者の利益に従い、重大な事由により年齢について特別免除を認めた時はこの限りでない。

第 2 条

両当事者の完全で自由な承諾によらない結婚は無効とする。この承諾は、当事者本人が、声に出し、公けに、結婚式を主宰する権威の前で表明しなければならない。

第 3 条

すべての結婚は権限ある当局によつて適当な公式の登録が行なわれねばならない。

D

勧 告 案

経済社会理事会は、

世界人権宣言第16条に従い、成年の男女は結婚し家庭をもつ権利を有し、又男女は結婚について平等の権利を有すること、そして結婚は両当事者の自由で完全な承諾にのみ基いて成立す

べきであることを認め、

「1954年12月17日の総会決議843(IX)を想起し、

「更に、1956年の奴隷制度奴隷売買および奴隷制度に類似の制度並びに慣行の廃止に関する条約第2条に、結婚の年齢、結婚の承諾および結婚の登録について一定の規定を作つて、いることを想起し、

「又、憲章第62条(2)によつて、経済社会理事会は、すべての者の人権と基本的自由の尊重および遵守を助長するために勧告を行い得ること、又憲章第64条により、経済社会理事会は、理事会の勧告と理事会の権限に属する事項に関する総会の勧告とを実施するためにとられた措置について報告を受けるため、国際連合加盟国と取りきめを行うことができることをも想起し、

「I既存の立法又はその他の方法によつて規定されていない場合は、各国はその憲法上の手続きに従い、次のような規定に効果を与えるために必要な立法的又はその他の措置をとるよう勧告する。

1. 15才未満の者の結婚は無効とする。但し、権限ある当局が、夫婦になろうとする者の利益に従い、重大な事由により年齢について特別免除を認めた時はこの限りでない。
2. 両当事者の完全で自由な承諾によらない結婚は無効とする。この承諾は、当事者本人が、声に出し、公けに、結婚式を主宰する権威の前で表明しなければならない。
3. すべての結婚は権限ある当局によつて適当な公式の登録が行なわれねばならない。

「II 各加盟国は、結婚の最低年齢、結婚の自由な承諾および結婚の登録に関するこの勧告を立法その他の措置を管轄する当局にできるだけ早く、できれば本勧告採択後18ヶ月以内に提出するよう勧告する。

「III 加盟国は本勧告の結果とられた措置を措置後なるべく早く、この措置の権限を有する当局についての詳細を付して、事務総長に通報するよう勧告する。

「IV 加盟国は本勧告に関係ある問題について自国の法律や実際の状況を3年毎に事務総長に報告し、これには勧告条文がどの位効力をもち又はもたせるつもりか、或いは条文を採用又は適用するためにはどのような改修が必要かなどを述べることを勧告する。

「V 事務総長はこれら諸国政府から受けとつた報告を内容とする文書を婦人の地位委員会のために作成するよう要求する。

「VI 婦人の地位委員会は、本勧告に従つて諸国政府から受領した報告書を研究して、その結果を適当と思われる勧告と共に経済社会理事会に報告するよう要請する。

「VII 総会が以下の決議を採択するよう勧告する。

国連総会は、

国連憲章第60条により、経済的社会的国際協力に関する国連の任務を果す責任は、総会および総会の権威の下に、経済社会理事会に課せられていることを想起し、

経済社会理事会が、決議-----において、結婚の最低年齢、結婚の承諾および結婚の登録に関し国連加盟国政府に対して勧告していることに注目し、

経済社会理事会の決議-----によつて行われた勧告ととりきめに賛同する。

0

幽 札 制 度

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会が幽札の慣行が引続き行なわれている事を憂慮している事に注目し、経済社会理事会もこの問題を憂慮し、

1. WHO、ユニセフ、ユネスコ、ILOに対し、その事業計画にあつて、幽札の慣行の継続に反対する共同の行動を起す必要があることを考慮に入れるよう勧告する。

2. WHOに対し、婦人の地位委員会第16回会期に提出出来るように、その入手している医学的情報を事務総長に伝達することを勧告する。

I.V 婦人の経済的機会

A

職業指導及び訓練

経済社会理事会は

1957年7月24日の決議652(XXIV)を想起し、この決議を更に推進する事が肝要であると考え、

多くの国で、大多数の婦人労働者が不熟練又は半熟練労働に集中されて居り、このことは婦人の職業教育、職業指導および訓練が常に不充分であることが大きな原因となつてゐることを認め、

婦人労働者の諸問題に関するILO第1回コンサルタント会議(1959年10月、ジュネーブ)が、婦人の職業教育、職業指導、訓練を急速に改善することの重要性に特に焦点をおいたことに注目し、

1. 国連および専門機関加盟各国政府が力の及ぶ範囲内で、婦人の職業教育、職業指導、訓練に早急かつ実質的な改善を行うよう勧告する。

2. ILOに対し、

(a) 婦人労働者の諸問題に関するコンサルタント会議に勧告されているように、婦人の職業教育、職業指導および訓練の問題を引続き優先審議するよう要請し、更に、

(b) もし出来れば婦人の地位委員会第16回会期に、婦人の職業教育、職業指導および訓練に関する各国の状態についての報告と、この問題に関してILO、特に婦人労働者の諸問題に関するILOコンサルタント会議の行つた対策について報告をするよう希望する。

B

退職年金および年金受給権

経済社会理事会は、

退職年金と年金受給権に関する問題を扱う機関としてILOが直ちに充分な研究を行い、その結果を、更に審議するために、できれば婦人の地位委員会第16回会期に報告するよう希望する。

V 婦人の教育の機会

A

婦人の校外教育の機会

経済社会理事会は

校外教育が婦人の知的、社会的、経済的生活に重要な貢献をする事を考慮し、

1. 国連および専門機関の加盟各国政府に対し、婦人の校外教育の発展を促進するため、適切な方法を講ずるよう勧告する：

(a) あらゆる学習段階における校外教育の諸計画の効果をあげ、そのような計画を社会的経済的要求にも合致するよう推進すること。

(b) 女子が男子と平等にそのような教育を受けられる機会を作るよう保証し、特に

(i) 婦人の文盲をなくす運動を強力に行うこと。

(ii) 婦人の文化水準をあげ、婦人が専門的職業の資格を受けるよう援助すること。

(iii) 充分な数の教育機関と共に資格のある教師と管理者を用意すること。

(iv) 校外教育の分野での研究のために婦人に奨学金を与えること。

(v) 図書館、美術館、視覚教育設備を作り、関連した研究方法や資料の展示を行うこと。

(vi) 保育所、託児所、幼稚園などの設備を補充し、家庭的責任をもつ結婚した婦人達がこれら教育の機会を利用するよう援助すること。

2. ユネスコとその他の専門機関ができるだけ校外教育計画の発展と実施を促進し、このような計画に婦人を全面的に参加させるよう勧告する。

3. 経済社会理事会の諮問的地位にある民間団体と専門的諮問機関がこの種の教育事業を推進するよう勧告する。

B

教育上の差別

1. ユネスコ事務総長に対し、教育上の差別に関する条約と勧告の草案を適当な時期に婦人の地位委員会に提出し検討を求めたことについて婦人の地位委員会の感謝を伝達し、

2. ユネスコ総会が、この条約と勧告の草案を次の修正をして採択するよう希望する：

(1) 条約草案第1条第2項および勧告草案に付された定義中第2項において、「および教職につく機会」の活弧をとる。

(2) 条約草案第2条第1項を次のように言い換える。

「1. 男女を別に教育する教育組織や施設の設立又は維持はこれらの組織や施設が同じ機会を提供し、同じ教科を有し、同じ資格の教育と同じ型の設備があれば差別待遇をするものとはみなさない。」

勧告草案に付された定義第3項も同様に改める。

付

録

婦人の地位委員会第14回会議のために作成された文書一覧

- A/41.59. 婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法、その他の法的措置：事務総長覚書
- E/CN.6/185/Add.17 家族法上の婦人の地位：事務総長報告書
- E/CN.6/208/Add.5 婦人の財産権：事務総長追加報告書
- E/CN.6/254/Add.6 Corr.1. 結婚婦人の国籍：事務総長覚書
- E/CN.6/343/Corr.1/Add.1/Corr.1 と Add.4. 婦人の職業進出状況
主な専門的技術的分野における婦人の訓練と雇用の機会：
事務総長報告書
- E/CN.6/351とAdd.1-2 委員会第14回会議仮議題
- E/CN.6/351/Rev.1. 委員会採択の議題
- E/CN.6/352とAdd.1. 信託統治地域における婦人の地位に関する資料：事務
総長報告書
- E/CN.6/353. 結婚の年金、結婚の承諾および登録に関する条約案および
勧告案：経済社会理事会決議722B(XXVIII)に
したがって事務総長が作成した報告書
- E/CN.6/354とAdd.1. 婦人の公職就任：事務総長報告書
- E/CN.6/355. 非自治地域における婦人の地位に関する資料：事務総長報
告書
- E/CN.6/356とCorr.1とAdd.1. 結婚年金、結婚の承諾および登録：事
務総長報告書
- E/CN.6/357-E/CN.4/798とAdd.1-2 人権の分野における助言サ
ービス：事務総長報告書
- E/CN.6/358 事業計画、優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限：事務総長覚
書
- E/CN.6/359 男女同一労働同一賃金：ILO報告書
- E/CN.6/360 婦人の政治的権利に関する条約の加盟国における実施状況：

事務総長覚書

- E/CN.6/361 校外教育における婦人の機会：ユネスコ報告書
- E/CN.6/362 第15回人権委員会に出席した婦人の地位委員会代表の報告書
- E/CN.6/363-E/CN.4/802/Add.1 教育上の差別の研究：事務総長覚書
- E/CN.6/364 全米婦人の地位委員会の報告書
- E/CN.6/OR.13 婦人の地位に関する通信：事務総長覚書
- E/CN.6/L.29.1 事業計画および優先審議事項の設定：委員会第13回および第14回会議の決定にもとづく事務総長案の優先順を表示した参考資料
- E/CN.6/NGO/72 私法上の婦人の地位：人権保護奴隷制度反対協会の意見書
- E/CN.6/NGO/73 婦人の公職就任の機会：汎太平洋東南アジア婦人連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/74 助言サービス計画：汎太平洋東南アジア婦人連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/75 私法上の婦人の地位：聖ジョン国際社会政治連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/76 私法上の婦人の地位：聖ジョン国際社会政治連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/77 私法上の婦人の地位：世界YWCAの意見書
- E/CN.6/78 私法上の婦人の地位：国際婦人団体連絡委員会の意見書
- E/CN.6/NGO/79 助言サービス計画：世界ガールガイド、ガールスカウト協会の意見書
- E/CN.6/NGO/80 婦人の公職就任、婦人の教育の機会および私法上の婦人の地位：国際婦人協議会の意見書
- E/CN.6/NGO/81 婦人の経済的機会：国際有職婦人連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/82 婦人の政治的権利：国際有職婦人連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/83 助言サービス計画及び同一労働同一賃金：国際有職婦人連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/84 同一労働同一賃金および婦人の経済的機会：国際婦人同盟の意見書

- E/CN.6/NGO/85
- E/CN.6/NGO/86
- E/CN.6/NGO/87
- E/CN.6/NGO/88
- E/CN.6/NGO/89
- E/CN.6/NGO/90
- E/CN.6/NGO/91
- E/CN.6/NGO/92
- E/CN.6/NGO/93
- E/CN.6/NGO/94
- E/CN.6/NGO/95
- E/CN.6/NGO/96
- E/CN.6/NGO/97
- E/CN.6/NGO/98
- E/CN.6/NGO/99
- E/CN.6/NGO/100
- E/CN.6/NGO/101

ST/TAO/HR/5

- 助言サービス計画：国際婦人同盟の意見書
- 私法上の婦人の地位：国際婦人同盟の意見書
- 婦人の教育の機会：国際婦人同盟の意見書
- 私法上の婦人の地位：国際婦人法律家協会の意見書
- 私法上の婦人の地位：国際婦人法律家協会の意見書
- 婦人の教育の機会：国際婦人法律家協会の意見書
- 同一労働同一賃金：国際婦人法律家協会の意見書
- 私法上の婦人の地位：世界カトリック婦人団体連盟の意見書
- 婦人の教育の機会：青年キリスト教労働者の意見書
- 婦人の教育の機会：カトリック国際社会事業連合会の意見書
- 助言サービス計画：全パキスタン婦人同盟の意見書
- 婦人の経済的機会：全パキスタン婦人同盟の意見書
- 婦人の経済的機会：全パキスタン婦人同盟の意見書
- 婦人の教育の機会：全パキスタン婦人同盟の意見書
- 私法上の婦人の地位：全パキスタン婦人同盟の意見書
- 婦人の教育の機会：国際大学婦人協会の意見書
- 婦人の政治的権利、助言サービス計画、私法上の婦人の地位、婦人の経済的機会、婦人の教育の機会、人権委員会第15回、第16回会議、および少数者の差別防止および保護に関する小委員会第12回会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告
- 婦人の公的生活参加に関するセミナー(1959年)

国連婦人の地位委員会

第14回会議報告書

昭和35年10月発行

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 東京都文京区富坂町1-1

株式会社

華鉄商会 電話(921)7439
8302